

○経済産業省 告示第七号
環境省告示第七号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年政令第百二十九号)により指定された令和元年台風第十九号による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月二十八日

厚生年金保険制度及び農林漁業関係職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業関係職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に關する政令(平成十四年政令第四十五号)第二十五条の二第一項の規定に基づく請求であつて、同条第二項の規定により、令和二年三月三十日以前にその請求期間が満了するもの

令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者

○環境省 告示第二十三号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年政令第百二十九号)により指定された令和元年台風第十九号による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月二十八日

経済産業大臣 堀山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、令和二年三月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第四十二条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、令和二年三月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に關する法律第六十三条第一項の規定による許可であつて、同法第六十五条第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>令和元年台風第十九号に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に事業所を有する者</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>
---	---	---	---	-------------------

○環境省 告示第二十三号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年政令第百二十九号)により指定された令和元年台風第十九号による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月二十八日

環境大臣 小泉進次郎

○環境省 告示第七号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年政令第百二十九号)により指定された令和元年台風第十九号による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月二十八日

環境大臣 小泉進次郎

<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づき許可であつて、同条第二項の規定により、令和二年三月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>温泉法(昭和三十二年法律第二百二十五号)第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であつて、同法第五条第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了したものを含む)が満了するもの</p>	<p>温泉法(昭和三十二年法律第二百二十五号)第三条第一項の規定による増掘又は動力の装置の許可であつて、同法第二条第二項及び第三項において読み替へて適用する同法第五条第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間(同法第十一条第二項及び第三項において読み替へて適用する同法第五条第二項の規定により更新されたものを含む)が満了するもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る工事を行う者</p>	<p>令和二年三月三十一日</p>
---	---	---	---------------------------------	-------------------

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>
<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>

<p>自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第五項において読み替えて準用する同法第十七条第二項の規定に基づき、令和二年三月三十日以前に当該許可に係る行為を行うことができる期間が満了するもの</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第十條第一項の規定による第一種動物取扱業の登録であつて、同法第十三條第一項の規定により、令和二年三月三十日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十九條第一項の規定による飼養の登録であつて、同法第四項の登録にその有効期間が満了するもの</p>
<p>特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者</p>	<p>特定被災区域内に当該登録に係る事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に当該登録に係る事業所(法人にあつては主たる事務所)を有する者</p>

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目一〇五八四四五番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月、六四一円(本体一、五〇〇円) 本号一部 一四三円(本体一、一〇〇円) 送料 別